

平成19年7月13日

長岡京市長 小田 豊 様

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会

会 長 中 島 茂 樹

諮 問 事 項 に 関 す る 答 申

平成19年4月10日付け19長企情第23号で本審議会に対して諮問のあった下記の事項について意見等を取りまとめましたので、別紙のとおり答申します。

記

- 1 後期高齢者医療制度の開始にともなう、宛名情報・所得情報・賦課情報等の外部提供について

以上

答 申 書

答 申 番 号	1 9 - 1	答 申 日	平成19年7月13日
審 議 件 名	<p>【個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく個人情報の外部提供】</p> <p>後期高齢者医療制度の開始に伴う、宛名情報・所得情報・賦課情報等の外部提供について</p>		
審 議 日	平成19年5月22日		
内 容			
<p>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年6月21日公布、同日以降順次施行）に伴い、「老人保健法」の一部が改正され、題名を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改められた（平成20年4月1日施行）。この法改正によって、平成20年4月1日から75歳以上の方を対象とする後期高齢者医療制度が発足し、京都府下全市町村が加入する京都府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が、平成20年度から保険料の賦課と徴収の管理を実施することとなり、この賦課・徴収の根拠資料として市から広域連合への個人情報の提供が求められるところとなっている。</p> <p>京都府後期高齢者医療広域連合への提供が求められている個人情報項目としては、個人を特定するための住所、氏名、生年月日、年齢、性別等の住民基本台帳項目、保険料を控除するための所得・課税情報、滞納者情報、高額該当者情報などが挙げられている。また、情報の提供方法については、広域連合が市町村に設置する端末は「疎水ネット」を通して広域連合のサーバに接続されるが、本市にあっては、長岡京市個人情報保護条例第9条第4項に基づき、広域連合の設置する市町村の端末と市の基幹系ネットワークとはオンライン接続はせず、MO等による媒体による情報提供を行うことが予定されている。</p> <p>今回諮問を受けた個人情報の外部提供については、上記の法改正に基づくものであることから、長岡京市個人情報保護条例第9条第1項第2号により認められるものとするが、具体的な個人情報の提供項目については制度目的との関係で必要最小限にとどめるべきものとする。</p> <p>今後、広域連合議会等において、個人情報提供項目等について審議することが予定されているが、そこでは、長岡京市個人情報保護条例の主旨にのっとり適切な取り扱いがなされるべく、最大限慎重な対応が求められる。</p>			